

## 【個人年金保険のお申し込みの際のご注意】

- \* 京葉銀行は生命保険募集代理店です。ご契約は保険会社との間で成立します。
- \* 京葉銀行は契約締結の媒介を行いますので、お客様のお申し込みに対して引受保険会社が承諾した時に契約は成立します。
- \* 個人年金保険は預金ではありません。また、京葉銀行が元本を保証するものではありません。
- \* 個人年金保険は預金保険の対象ではありませんが、生命保険会社が加入する生命保険契約者保護機構による保護の対象です。万が一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が行われますが、ご契約の際にお約束した年金額等が削減され、その結果、年金額等が払込保険料を下回ることがあります。
- \* 個人年金保険の種類、運用状況、経過年数等によっては、株価変動、金利変動、為替変動、信用等のリスクにより、年金額、解約返戻金額等が払込保険料を下回ることがあります。
- \* 外貨建個人年金保険では、円貨を外貨に交換して保険料を払い込みになる場合、または保険会社から外貨建で支払われた年金額、解約返戻金等を円貨に交換する場合、交換時の為替相場により円貨額が変動します。また、為替相場に変動がない場合でも保険料の払い込み時および年金の受け取り時に適用される為替相場の差により、受け取る円貨額が保険料払込時の円貨額を下回ることがあります。
- \* 個人年金保険の種類によっては、ご契約時の契約初期費用の他、ご契約後も毎年、保険関係費用・運用関係費用・年金管理費用等がかかる場合があります。また、ご契約から一定の期間に解約された場合、解約控除費用がかかる場合があります。当該費用については、商品によって異なりますので、具体的な金額計算方法は示すことができません。  
詳細は「商品パンフレット」、「契約情報・注意喚起情報」等をご確認ください。
- \* 保険業法上の規制により、お客様のお勤め先によっては京葉銀行で個人年金保険をお申し込みいただけません。
- \* 個人年金保険のお申し込みが京葉銀行におけるお取引(預金・融資等)に影響を与えることはありません。
- \* 個人年金保険のお申し込みの際には、必ず「商品パンフレット」、「契約概要・注意喚起情報」、「ご契約のしおり・約款」「特別勘定しおり」等をご覧いただき、商品の内容およびリスクの所在を十分にご確認のうえ、お客様自身のご判断をお願いします。